３　［略］

４　安全保障政策室は、次に掲げる事務（データ分析調整室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一～三　略］

５　［略］

６　データ分析調整室は次に掲げる事務をつかさどる。

一　財務省の所掌に関する政策の企画及び立案並びに調査及び研究の調整に関する事務のうちデータ分析並びに消費者政策に関すること。

二　内外財政経済に関する調査及び研究に関する事務のうち地方財政経済に関すること。

三　内外財政経済に関する資料及び情報の収集及び提供に関すること（外国で発行された刊行物に係るものを除く。）。

四　内外財政経済に関する資料及び情報の収集及び提供に関する調整に関すること。

五　内外財政経済に関する調査統計に基づく総合的な研究及び分析に関する事務のうち地方財政経済に関すること。

六　財務省の所掌に関する統計に関する事務の総括に関すること。

７　データ分析調整室に、室長を置く。

８～11　［略］

（外国為替室、対外取引管理室、投資企画審査室及び為替実査室並びに外国為替調査官、国際投資企画官及び為替実査官）

第三十二条　調査課に、外国為替室、対外取引管理室、投資企画審査室及び為替実査室並びに外国為替調査官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、国際投資企画官一人及び為替実査官十二人以内（うち八人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

［２～６　略］

７　投資企画審査室に、室長及び投資分析専門官二人以内を置く。

［８～13　略］

14　為替実査官は、命を受けて、第九項に規定する指導及び助言並びに検査を実施する。

（資金管理室並びに資金管理専門官及び国際収支専門官）

第三十三条　為替市場課に、資金管理室並びに資金管理専門官及び国際収支専門官それぞれ一人を置く。

［２～４　略］

５　国際収支専門官は、命を受けて、為替市場課の所掌事務のうち国際収支及び国際貸借に関する事務のうち重要事項についての調整及び調査その他専門的事項を処理する。

（上席証券検査官及び証券検査官）

第百九十一条　各財務局及び福岡財務支局を通じて上席証券検査官四十三人以内及び証券検査官二百二十人以内を置く。

［２・３　略］

（上席業務管理官及び業務管理官）

第二百十五条の二　関東財務局及び近畿財務局の業務管理課に、上席業務管理官それぞれ一人を、関東財務局の業務管理課に、業務管理官六人以内を、近畿財務局の業務管理課に、業務管理官一人を置く。

［２・３　略］

３　［同上］

４　安全保障政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～三　同上］

５　［同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

６～９　［同上］

（外国為替室、対外取引管理室、投資企画審査室及び為替実査室並びに外国為替調査官、国際投資企画官及び為替実査官）

第三十二条　調査課に、外国為替室、対外取引管理室、投資企画審査室及び為替実査室並びに外国為替調査官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、国際投資企画官一人及び為替実査官十一人以内（うち七人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

［２～６　同上］

７　投資企画審査室に、室長及び投資分析専門官一人を置く。

［８～13　同上］

14　為替実査官は、命を受けて、第九項の検査を実施する。

（資金管理室及び資金管理専門官）

第三十三条　為替市場課に、資金管理室及び資金管理専門官一人を置く。

［２～４　同上］

［項を加える。］

（上席証券検査官及び証券検査官）

第百九十一条　各財務局及び福岡財務支局を通じて上席証券検査官四十三人以内及び証券検査官二百二十三人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席業務管理官及び業務管理官）

第二百十五条の二　関東財務局及び近畿財務局の業務管理課に、上席業務管理官それぞれ一人を、関東財務局の業務管理課に、業務管理官五人以内を、近畿財務局の業務管理課に、業務管理官一人を置く。

［２・３　同上］